

ダム事業の名称	矢作川河口堰事業
所在都道府県、水系、河川名	愛知県 矢作川
事業者名	中部地方整備局
事業の概要・問題点・中止に至る経過・中止理由・その後の状況（自由記述・図表等の貼り付け可）	
<p>事業の概要（規模、目的、大まかな変遷など）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・治水そして塩害の防止 矢作川河口から約2.4kmの地点（左岸：愛知県西尾市西奥田町6番割、右岸：同県碧南市川口町1丁目）に可動堰を設置することにより、河道浚渫とあいまって、当該堰設置地点における計画高水流量7,000 m³/sを安全に流下可能にするとともに、塩害を防除し、流水の正常な機能の維持と増進を図る。 ・利水 愛知県西三河地域及びその周辺地域の工業用水として、新たに3.0 m³/sを取水する。 ・事業費 計画発表時の昭和52年に、本体工事費264億円と発表。 昭和54年から休止決定までに、護岸工や承水路工などで202億円を支出。 <p>事業の問題点（必要性の評価、自然破壊、地域社会破壊など）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・治水 計画高水流量7,000 m³/sは1/150確率の設定とされるが、異常に過大すぎる。中流の岩津基準点（河口から29.2km）の計画高水流量が6,400 m³/sとされているが、同地点における戦後最大流量は伊勢湾台風時の3,590 m³/sに過ぎない。 上流での相次ぐダム・堰建設と、中下流部での川砂利採取によって、土砂の流下が激減し、河床低下が顕著で、河積は着実に拡大している。昭和38年と同55年比較で、中流域で4.5m、河口付近で2.0mの河床低下。したがって、着実な堤防の補強工事こそが最高の治水対策である。 ・塩害 建設省（当時）の資料でも、昭和54年以降、塩害は激減し、水稻被害は平成2年以降皆無となった。それは、河口堰関連事業としての承水路工事によって、用排水分離事業が完成したためである。河口付近の農業団体でも、建設省が昭和54年以来取り組んできた堤防補強工事と承水路工事を評価して、「堰は必要なし」という声が強かった。 ・利水 矢作川に設定されている愛知県企業庁の工業用水水利権は6.69 m³/s、年間換算2億1,100 m³であるが、第1次オイルショック後の最大使用実績は平成2年の1億7,300 m³に過ぎない。この間にもトヨタを中心とする西三河の製造品出荷額は増大の一途をたどってきたのだから、河口堰を利水目的とすることは、明らかな政策的誤りである。 <p>「休止」への転機</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1995年6月にダム等事業審議委員会対象施設に選定された。 1995年12月 矢作川河口堰事業審議委員会第1回委員会 （委員長 井関弘太郎名大名誉教授・地理学） 1997年3月 第5回委員会 委員長が、委員からの指摘に応じて、「河口堰建設が環境に与える影響」と「愛知県の利水計画」に2点について、建設省の調査・整理を求め、委員会を1～2年間休会すると取りまとめた。 1998年5月 第6回委員会 	

愛知県、工業用水水利権の全面返上を表明。

1998年8月14日 第8回委員会

建設大臣に、「矢作川河口堰建設休止」を答申。

- ・1998年8月18日 建設大臣、休止決定を発表。
- ・2000年11月18日 「休止」が「中止」決定に。

「休止」への諸要因

- 1) 建設省を相手に交渉をしたり、集会を開催するような市民団体・環境団体は存在しなかった（時折、ビラ配りをするようなグループがあった程度）。
- 2) ノリ・アサリ漁に従事する三河湾の漁協の反対姿勢は終始変わらなかった。
- 3) 1996年2月 内水面の矢作川漁協が、補償金交渉から決別して、河口堰反対を表明し、審議委員会傍聴活動をした。
- 4) 矢作川河口堰の休止は、長良川河口堰反対運動の成果だと言わざるを得ない。
- 5) 愛知県の水利権返上の表面的な理屈は、新規水源開発による原価上昇分が年間総配水量あたり、長良川河口堰のばあいには、1 m³当たり4～5円と試算されたものが、矢作川河口堰のばあいには20円を超えたためと言われている。
- 6) 休止決定までに、愛知県は利水事業の負担金として累計64億円を支出していたが、平成13～16年度の4年間の分割で建設省から償還を受けた。

以上

当時の団体名	
現在の団体名	
連絡担当者	小林 収（個人）
住所（郵便番号から）	〒471-0017 豊田市寺部町3-78
電 話	0565-80-5323
F A X	0565-89-1620
電子メール	
ホームページ	